



3 会広整監第21号

令和3年12月1日

会津若松地方広域市町村圏整備組合

管理者 室 井 照 平 様

会津若松地方広域市町村圏整備組合

監査委員 菅 井 隆 雄

監査委員 山 口 享



定期監査の結果について（報告）

下記のとおり会津若松地方広域市町村圏整備組合監査基準に準拠して定期監査を行ったので、地方自治法第199条第9項の規定によりその結果を報告します。

記

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査

2 監査の対象

会津若松地方広域市町村圏整備組合

3 監査対象期間 令和2年度事務執行分

4 監査の着眼点

全国都市監査委員会が定める実務ガイドライン「監査等の着眼点」の「第1節 財務事務監査の着眼点」、「第2節 経営に係る事業管理監査の着眼点」、「第4節 工事監査等の着眼点」等に基づき、財務事務の正確性及び合規性、経営に係る管

理の経済性、効率性及び有効性、工事の適正性等について、監査を実施した。

5 監査実施内容

関係資料の提出を求め、当該資料の精査により更なる調査、精査を必要とする調査事項を選定した上で、当該事項を中心に所属長の出席を求め、監査委員による対面監査において、説明を聴取した。

6 監査の実施場所及び日程

(1) 書類審査

ア 実施場所 監査事務局内

イ 実施日 令和3年5月14日から同年10月8日まで

(2) 対面監査

ア 実施場所 河東支所3階会議室

イ 実施日 令和3年10月11日

7 監査の結果

事務の執行について、上記の着眼点により監査を実施した結果、監査の対象となった事務においては、法令に適合し、おおむね適正な事務処理がなされていた。また事務処理上、留意すべき軽微な点等については、別途措置を促した。